

豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市障害者等日中一時支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき日中一時支援事業を運営する事業者に対し、予算の範囲内において日中一時支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 この要綱の対象とする事業は実施要綱に定める日中一時支援事業（以下、「事業」という。）とし、交付対象者は実施要綱第10条第1項の規定に基づき市長が指定した事業者とする。

(補助基準額)

第3条 補助金の交付の基準額（以下、「補助基準額」という。）は、別表に定める額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助基準額から、実施要綱第6条第1項第1号に定める額を控除して得た額とする。

(補助金交付の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象月の翌月20日までに、豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付申込書（日一補 様式第1号）に豊中市障害者等日中一時支援事業補助金明細書（日一補 様式第2号）及び豊中市障害者等日中一時支援事業実績記録票（日一補 様式第3号）を添えて、申し込まなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申込みに対して審査のうえ補助金の交付を決定したときは、豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付決定通知書（日一補 様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第7条 市長は、前条による通知を受けた者から豊中市障害者等日中一時支援事業補助金請求書（日一補 様式第5号）の提出があったときは、その日から30日以内に補助金の交付を行うものとする。ただし、当該請求が適切でない場合はこの限りでない。

(帳簿等の整備)

第8条 補助金の交付を受ける者は、事業に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を常に整備しておかねばならない。

(指示及び検査)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、随時、補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を日中一時支援事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年（2006年）10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年（2012年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年（2013年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年） 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年） 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

利用時間	補助基準額
4 時間未満の場合	3,000 円
4 時間以上 8 時間未満の場合	4,000 円
8 時間以上の場合	6,000 円

_____ 年 _____ 月 _____ 日

豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付申込書

豊中市長 様

事業所	指定番号	
	名称	
	所在地	
事業者	名称	
	所在地	
	代表者職 名前	

豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり豊中市障害者等日中一時支援事業補助金の交付を申し込みます。

記

_____ 年 _____ 月分

利用者名前	ほか 人
補助金交付申込額	円

豊中市障害者等日中一時支援事業補助金明細書

事業所名

年 月分

受給者証番号

利用者
名前

【補助基準額】

利用時間	補助単価 (A)	利用回数 (B)	補助基準額 (A) × (B)	備考
4時間未満	3,000 円	回	円	
4時間以上8時間未満	4,000 円	回	円	
8時間以上	6,000 円	回	円	
補助基準額合計 (①)			円	

利用料

利用時間	利用料 (C)	利用回数 (B)	当月合計額 (C) × (B)	備考
4時間未満	300 円	回	円	
4時間以上8時間未満	400 円	回	円	
8時間以上	600 円	回	円	
利用料合計 (②)			円	

当月分補助金交付申込額 ①－②

(日一補 様式第 3 号)

年 月分

豊中市障害者等日中一時支援事業実績記録票

受給者証番号	利用対象者名		事業所名
	利用料上限月額	円	

利用日		利用時間			利用料	備考	利用者 確認欄
日付	曜日	開始	終了	利用時間数			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
合 計							

(日一補 様式第 4 号)

第 号
年 月 日

様

豊中市長

豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申込みのあった「豊中市障害者等日中一時支援事業補助金」については、豊中市障害者等日中一時支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

年 月分 交付決定額	円
------------	---

豊中市障害者等日中一時支援事業補助金請求書

豊 中 市 長 様

年 月分

請求金額	
------	--

※ 金額の頭に「¥」を記入

年 月 日

事業所	事業所番号	
	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
事業者	名称	
	所在地	〒
	代表者職・氏名	
担当者	氏名	
	電話番号	